

福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、重度障がい者福祉の増進に資するため、市町村に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「保健福祉事務所長等」とは、県保健福祉事務所長及びいわき地方振興局長をいう。

(2) 「重度心身障がい者」とは、次の者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級、2級又は3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者

イ 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年2月1日付49児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者

ウ 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者

オ 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者

(3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる各法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(4) 「保険者等」とは、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により医療に関する給付を行う国、地方公共団体、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。

(5) 「重度心身障がい者医療費」とは、次の費用をいう。

ア 重度心身障がい者が保険医療機関で医療を受ける際、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により、当該保険医療機関に支払わなければならない一部負担金又は費用徴収金で、かつ、別表1に定めるものから、保険者等の負担による付加給付等の額を控除した額を

いう。

ただし、保健福祉手帳所持者（第2条第2号ア、イ又はウとの重複所持者を除く。）にあつては、別表2に掲げる疾患による入院に係る費用を除く。

イ 第2条第5号アに規定する額に、保険者等が負担すべき高額療養費がある場合には、次の算式により算定した額とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{高額療養費の算定方} \\ \text{法による世帯合算額} \\ \text{から控除する算定基} \\ \text{準額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{第2条第5号アに規定} \\ \text{する額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{高額療養費の算定方法} \\ \text{による世帯合算額} \end{array}} \right)$$

(6) 「重度障がい者」とは、次の者をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具（平成18年9月29日厚生労働省告示第529号）に掲げる「ストマ用装具」の交付を受けることができる者を除く。

ア 身障手帳所持者であつて、その障害程度等級が1級若しくは2級の者又はこれと同程度の障がい者を有する者であつて、次のすべてに該当する者

(ア) 在宅の65歳未満の者であること。

(イ) 障がいが下肢若しくは体幹又はこれらに準ずるものであること。

(ウ) 知覚障害、ぼうこう、直腸障害その他運動機能等の障がい者を有する者で、現に褥瘡、尿路感染症、膀胱炎、排泄障害等の顕著な症状を有し、又は予防のため日常生活において医療的処置を必要とすること。

イ 人工肛門・人工膀胱を造設している者

(7) 「重度精神障がい者」とは、第2条第2号エ又はオに規定する者をいう。

（補助の対象及び補助額）

第3条 この要綱に定める補助金は、次の各号に掲げる経費を交付の対象とする。

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

市町村が、当該市町村の区域内に住所を有する重度心身障がい者に対し、医療費の助成事業を行う場合、当該事業費のうち、重度心身障がい者医療費に係る経費。

ただし、次のいずれかの入所、入院又は入居（以下「入所等」という。）をしている重度心身障がい者については、その者が当該入所等の前に住所を有した市町村（継続して2以上の入所等をしている重度心身障がい者にあつては、最初の入所等の前に住所を有した市町村）にこれを含める。

ア 病院又は診療所への入院

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設への入所（同法第27条第1項第3号又は同法第27条の2の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第1項の厚生労働省令で定める施設への入所

エ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所

オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームへの入所（同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。）

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同条第25項に規定する介護保険施設への入所

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う住居への入居

(2) 在宅重度障がい者対策事業

市町村（中核市を除く。）が、当該市町村の区域内に住所を有する在宅の重度障がい者に対し、別表3に定める事業を行う場合、当該事業に要する経費。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

市町村（中核市を除く。）が、当該市町村の区域内に住所を有する人工透析患者に対し、人工透析のため医療機関へ通院するために要する交通費（以下「通院交通費」という。）の補助を行う場合、当該補助に要する経費。

ただし、施設等に入所等をしている人工透析患者については、第1号ただし書きの規定を準用する。

通院交通費は、月額を算定単位とし、通院交通費の月額は、障がい者が現に通院に要した交通費の月額（現に通院に要した交通費の月額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。）から5,000円を差し引いた額とする。

また、人工透析のために医療機関へ通院するために使用する交通手段（以下「通院交通手段」という。）は、別表4の定めによるものとする。

2 補助金は、前項各号に定める経費を補助対象として、市町村に交付するものとし、その額は補助対象経費の2分の1の範囲内において保健福祉事務所長等が定める額とする。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に規定する経費については、補助金を交付しない。

(1) 重度心身障がい者医療費補助事業

次のいずれかに該当する重度心身障がい者に係る重度心身障がい者医療費。

ア 前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて別表5（1）に定める額を超えるとき。

イ 配偶者（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として重度心身障がい者の生計を維持するものの前年の所得が、そのものの扶養親族等の

有無及び数に応じて別表５（２）に定める額以上であるとき。

ウ 生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第１項に規定する被保護者であるとき。

エ 高齢者の医療の確保に関する法律第５０条第２号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けられる資格がありながら、その認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）について、総医療費の１割を超えるもの。

ただし、上記認定を受けていない者（認定を受けた後、その認定申請を撤回した者を含む。）が第２条第５号イに該当する場合は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成１９年政令第３１８号）第１５条に定める額を超えるもの。

オ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第１項に規定する支援給付を受けている者であり、同条第２項第３号の給付を受けたとき。

(2) 在宅重度障がい者対策事業

次のいずれかに該当する在宅重度障がい者に係る経費。

ア 医療法（昭和２３年法律第２０５号）に定める病院又は診療所に入院している者

イ 厚生労働大臣の指定する独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関に入院、入所委託されている者

ウ 生活保護法第６条第１項に規定する被保護者であるとき。

エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付を受けている者であり、同条第２項第３号の給付を受けたとき。

(3) 人工透析患者通院交通費補助事業

次のいずれかに該当する人工透析患者に係る通院交通費。

ア 前年の所得（前年の所得が未確定の場合は、前前年の所得とする。）がその扶養親族等の有無及び数に応じて別表５（１）に定める額を超えるとき。

イ 配偶者の前年の所得又は民法第８７７条第１項に定める扶養義務者で主として人工透析患者の生計を維持するものの前年の所得が、そのものの扶養親族等の有無及び数に応じて別表５（２）に定める額以上であるとき。

ウ 生活保護法第６条第１項に規定する被保護者であるとき。

エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第１４条第１項に規定する支援給付を受けている者であり、同条第２項第３号の給付を受けたとき。

オ 通院交通手段及び通院交通費の算出基礎が別表４に掲げるものに該当しないとき。

カ 通院交通費の月額が５，０００円以下のとき。

キ 通院区間の距離が片道１．５キロメートル未満のとき。

ク 正当な理由がないにもかかわらず居住する市町村の区域内の医療機関又は最寄りの医療機関以外の医療機関に通院するとき。

（申請書の様式等）

第５条 規則第４条第１項の申請書は、第１号様式によるものとする。

2 前号における提出期限は、保健福祉事務所長等が別に定める日とする。

3 規則第4条第2項に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 年度 市（町村）一般会計歳入歳出予算書抄本（第2号様式）
- (2) 年度重度障がい者支援事業費補助金所要額調書（第3号様式）
- (3) 条例（改正された場合のみ）

4 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、第3条の各号に規定する経費の20%以下の増減とし、補助金額に増額が生じないものとする。

（変更の承認申請）

第7条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき承認を受けようとする場合は、重度障がい者支援事業費補助金変更交付申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき承認を受けようとする場合は、重度障がい者支援事業中止・廃止承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

（申請の取り下げ）

第8条 規則第8条第1項に規定する期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過する日とする。

（補助金の概算払）

第9条 保健福祉事務所長等は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、重度障がい者支援事業費補助金概算払請求書（第6号様式）を提出しなければならない。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行の報告は、重度障がい者支援事業実施状況報告書（第7号様式）により、毎年8月31日までの分を、その翌月の10日までに行うものとする。

2 市町村長は、概算払の方法により補助金の交付を受けたときは、補助完了後速やかに重度障がい者支援事業完了報告書（第8号様式）を提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、重度障がい者支援事業実績報告書（第9号様式）により、当該事業が完了した日（事業の中止又は廃止について保健福祉事務所長等の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定のあった日の属する年度の3月31日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い期日までに行わなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金等の収支の状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(権限の委任)

第13条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限については、保健福祉事務所長等に委任する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年5月19日から施行し、平成10年4月1日以降の事業に要する経費から適用する。
- 2 福島県重度心身障害者医療費補助金交付要綱、福島県在宅重度障害者対策事業補助金交付要綱及び福島県人工透析患者通院交通費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 平成10年3月31日までの前項の事業に要する経費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成12年1月24日から施行し、平成11年4月1日以降の事業に要する経費から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年3月7日から施行し、平成13年1月1日以降の事業に要する経費から適用する。

ただし、第2条第7号の規定については、平成12年4月1日以降の事業に要する経費から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、この要綱の施行の際、現にある改正前の様式による申請書等については、平成14年度中はこれを使用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福島県重度障がい者支援事業補助金交付要綱第2条第5号の規定は、平成17年10月1日診療分から適用する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、平成１９年１月３０日から施行する。
- ２ この要綱による第２条第６号の規定は平成１８年１０月１日以降、第３条第１号及び第３号の規定は平成１９年４月１日以降の事業に要する経費から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和３年６月１６日から施行する。
- ２ この要綱による別表第５（第４条関係）の規定は、令和３年６月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、令和８年７月９日から施行する。
- ２ この要綱による別表第５（第４条関係）の規定は、令和８年４月１日から適用する。